

**Q.**

賞与を支給する際、社会保険料は毎月の給与から控除している保険料と同じ額を控除するのでしょうか？

**A.**

賞与から控除する社会保険料は毎月給与から控除している保険料とは異なり、「標準賞与額」に保険料率を乗じた金額を控除します。

★標準賞与額とは

賞与の総支給額（所得税控除前）から千円未満を切り捨てた金額です。

<例> 賞与総支給額 567,890円 → 標準賞与額 567,000円

★上限額

標準賞与額には上限があり、健康保険は年度（4月～翌年3月）の累計額573万円、厚生年金保険は1ヶ月あたり（同月内に複数回支払われる場合はその合計）150万円です。それぞれ標準賞与額での積算で、上限額を超える部分に保険料はかかりません。

<例> 6月賞与支給額：3,456,789円 12月賞与支給額：3,456,789円

健康保険 6月：3,456,000円×保険料率 12月：2,274,000円×保険料率

厚生年金保険 6月：1,500,000円×保険料率 12月：1,500,000円×保険料率

★退職する従業員の退職月に賞与を支給した場合

退職日により、毎月の社会保険料と同様に取り扱います。資格喪失日が属する月からの保険料の控除はありません。

<例> 賞与支給日 6/25

退職日 6/15（資格喪失日 6/16） → 保険料控除なし

退職日 6/27（資格喪失日 6/28） → 保険料控除なし

退職日 6/30（資格喪失日 7/1） → 保険料控除あり

★産前産後休業、育児休業中の従業員に賞与を支給した場合

産前産後休業保険料免除制度、育児休業保険料免除制度により、給与と同様に賞与についても休業期間中の社会保険料は免除の対象となります。休業開始日の属する月から休業終了日の翌日の属する月の前月まで保険料の控除はありません。（制度を利用するための届出が別途必要です。）

<例> 賞与支給日 6/25

休業開始日 6/15 → 保険料控除なし

休業開始日 6/27 → 保険料控除なし

休業終了日 6/15 → 保険料控除あり

休業終了日 6/27 → 保険料控除あり

休業終了日 6/30 → 保険料控除なし

★年4回以上賞与の支給がある場合

給与規程等により、資格取得時に年4回以上の支給が予定されている場合、標準報酬月額の対象となり、賞与から社会保険料は控除しません。また、規程等に定めていなくても、7/1を基準日とし前1年間に4回以上賞与の支給の実態があった場合、同様に標準報酬月額の対象となり、標準報酬月額の対象となった年の9月以降に支給する賞与からは、社会保険料は控除しません。標準報酬月額を計算する際、報酬月額に算入する金額は、年間で支給した総額（または予定額）の1/12です。

《年4回以上支払われる賞与は算定基礎届の標準報酬に含めることが必要ですか？》

[https://www.tokyosogo.jp/public\\_img/tsssa/qa/2019.06.pdf](https://www.tokyosogo.jp/public_img/tsssa/qa/2019.06.pdf)